

盛岡広域振興局長告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年12月16日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 106号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
宮古市区界第2地割434番1地先から盛岡市築川第6地割38番2地先まで	新	A 144.1～11.2 m	m 8,565.0
盛岡市築川第1地割78番5地先から第6地割38番2地先まで		B 130.4～15.5	5,310.0
宮古市区界第2地割434番1地先から盛岡市築川第6地割38番2地先まで	旧	A 144.1～11.2	8,565.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部
イ 期間 平成26年12月16日から平成27年1月16日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 上米内湯沢線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
盛岡市手代森3地割67番1地先から139番1地先まで	新	A 23.2～16.7 m	m 116.8
		B 11.0～0.0	114.9
	旧	A 23.2～16.7	116.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部
イ 期間 平成26年12月16日から平成27年1月16日まで